

伊丹市営モーターボート競走開催に伴う特別観覧席料の徴収事務の委託について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、伊丹市営モーターボート競走開催に伴う特別観覧席料の徴収事務を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により告示する。

令和8(2026)年4月1日

伊丹市ボートレース事業局
伊丹市モーターボート競走事業管理者
多田勝志

記

1. 受託者 大阪府大阪市浪速区難波中1-10-4
株式会社 ヤマト
代表取締役 蔭山良幸
2. 委託事業の内容
 - (1) 特別観覧席料の徴収事務
 - (2) キャッシュレスカード再発行手数料の徴収事務
3. 委託期間 令和8(2026)年4月1日から令和9(2027)年3月31日まで